

TOPICS 01

高額医療・高額介護合算療養費制度

医療保険・介護保険
どちらも利用している方へ

■高額医療・高額介護合算療養費制度とは

「医療保険」と「介護保険」の両方のサービスを利用している世帯の負担を軽減するため、1年間（毎年8月から翌年7月まで）に支払った、医療保険と介護保険の自己負担額の合計が、所得区分に応じた限度額を超えた場合、その超えた金額が申請により支給される制度です。

制度のポイント

- 医療保険、介護保険のどちらか一方の負担のみの世帯は対象になりません。ただし、高額療養費、高額介護（介護予防）サービス費の対象となる場合があります。
- 70歳未満の方は1か月の医療費が2万1千円を超えた分、70歳以上の方はすべての自己負担額が合算対象になります。
- 自己負担額は、高額療養費や高額介護（介護予防）サービス費で支給される金額を除いて計算します。

<算定基準額/令和2年8月～令和3年7月診療分>

国民健康保険70歳未満の方

所得区分		限度額
上位所得者	所得901万円超	212万円
	所得600万円超～901万円以下	141万円
一般所得者	所得210万円超～600万円以下	67万円
	所得210万円以下	60万円
住民税非課税世帯		34万円

国民健康保険70歳以上の方/後期高齢者医療制度加入者

所得区分		限度額
現役並み所得者	課税所得690万円以上	212万円
	課税所得380万円以上	141万円
	課税所得145万円以上	67万円
一般	課税所得145万円未満など	56万円
低所得者II	世帯全員が住民税非課税の方	31万円
低所得者I	世帯全員が住民税非課税の方のうち、世帯全員の各所得金額が0円の方	19万円

■支給申請について

▶平川市国民健康保険/後期高齢者医療制度に加入している方

支給の要件に該当すると思われる世帯には、支給申請のお知らせをお送りします。お知らせが届いた方は、国保年金課国保係または尾上・碓ヶ関総合支所民生生活課市民係へ申請してください。

▶その他の医療保険に加入している方

高齢介護課介護保険係または尾上・碓ヶ関総合支所民生生活課市民係にて「自己負担額証明書」の交付を受けた後、加入している医療保険担当窓口にて手続きしてください。

※支給は、医療保険者・介護保険者それぞれから行われます。

【申請に必要なもの】

- ・支給申請書
- ・お手元に届いた支給申請のお知らせ（2月下旬発送予定）
- ・申請者と該当者のマイナンバーがわかるもの（マイナンバーカードまたは通知カード）
- ・身分証明書（運転免許証など）
- ・通帳
（国民健康保険に加入している方は世帯主の通帳）



【問合せ】 国保年金課 国保係 ☎44-1111（内線1252）、高齢介護課 介護保険係（内線1155）

有料広告

平川市小和森に新たな葬祭ホール

ゆうネットホール平川

ゆうネットホール平川

西谷造花店 平川市原大野43-1(尾上駅前) TEL:0172-57-2677



広報ひらかわに広告を掲載しませんか？

- 発行日 毎月15日（発行日が休日の場合は前後の平日）
- 発行部数 11,300部/月
- 掲載料 縦44mm×横84mm カラー…20,000円
縦44mm×横179mm カラー…40,000円

※詳細につきましては市ホームページをご覧ください。

【問合せ】 総務課 広報広聴係 ☎44-1111（内線1353）

TOPICS 02

高額療養費外来年間合算制度


年間を通して外来で
長期療養を受けている方へ

■高額療養費外来年間合算制度とは

70歳以上で以下の所得区分の方が、1年間（毎年8月から翌年7月まで）に支払った、外来療養分の自己負担額の合計が、年間で144,000円を超えた場合、その超えた金額が申請により支給される制度です。

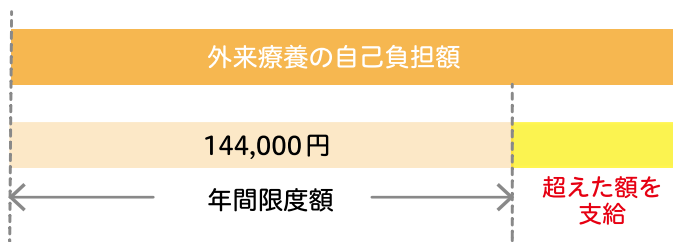
▶対象の所得区分

- ・一般
（住民税課税世帯で課税所得145万円未満など）
- ・住民税非課税世帯

制度のポイント 

月間の高額療養費が支給されている場合には、自己負担額から差し引いて計算します。

■算定対象期間＜令和2年8月～令和3年7月＞



■支給申請について

▶平川市国民健康保険に加入している方

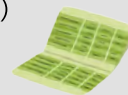
支給の要件に該当すると思われる世帯には、支給申請のお知らせをお送りします。お知らせが届いた方は、国保年金課国保係または尾上・碓ヶ関総合支所市民生活課市民係へ申請してください。

▶その他の医療保険に加入している方

加入している医療保険担当窓口にて手続きしてください。

【申請に必要なもの】

- ・支給申請書
- ・お手元に届いた支給申請のお知らせ（2月下旬発送予定）
- ・申請者と該当者のマイナンバーがわかるもの（マイナンバーカードまたは通知カード）
- ・身分証明書（運転免許証など）
- ・世帯主の通帳



[問合せ] 国保年金課 国保係 ☎44-1111（内線1252）

TOPICS 03

令和4年度奨学金のご案内

●資格

次の①から③までの要件を満たす方が対象となります。

- ①市内に1年以上住所がある家庭の学生で、高等学校、短期大学（学校教育法に規定する専修学校を含む）、高等専門学校、大学・大学院に入学する方または在学している方
- ②生計を共にする方の事情により、奨学金の借入れがなければ入学や在学が困難な方
- ③次の制度を利用しない方
 - ▶日本学生支援機構管轄の奨学金制度全般
 - ▶社会福祉協議会の教育支援資金制度
 - ▶母子・寡婦福祉資金の修学資金制度または就学支度資金制度

●審査基準

品行、学業成績、家族構成や経済的状況を総合的に判断したうえで決定します。

●借入れができる額

	修学資金（月額）	入学支度金
公立高等学校	10,000円以内	100,000円以内
私立高等学校	15,000円以内	150,000円以内
短期大学・専修学校・高等専門学校	20,000円以内	200,000円以内
大学・大学院	30,000円以内	200,000円以内

※葛川支所の所管区域に住所を有する方の高校修学資金は、公立私立を問わず15,000円以内（月額）です。

【受付期限】3月30日（水）

【申請書類配布場所】尾上総合支所 2階 学校教育課窓口

【初回貸付時期】5月下旬予定

※初回の貸付には入学支度金を含みます。

●利子・返済方法

無利子ですが、滞納した場合には延滞金が発生します。返済は学校を卒業した年の翌年から10年を限度とします。



[申込み・問合せ] 学校教育課 教育振興係 ☎44-1111（内線2262）

マイナンバーカードでマイナポイント第2弾

最大20,000円分の
ポイントがもらえます！

●マイナポイントって何？

マイナンバーカードを取得してマイナポイントの申込みをすることにより、キャッシュレス決済をチャージまたは利用した場合にもらえる、買い物などに使えるポイントのことです。

●もらえるマイナポイントの内容

①マイナンバーカードを
取得して最大5,000円分

マイナンバーカードを新規取得する方や、すでに取得していてポイントを受け取っていない方も対象となります。

②健康保険証としての
利用申込みで7,500円分

ポイントの付与は6月開始予定です。

③公金受取口座の登録で
7,500円分

ポイントの付与は6月開始予定です。



マイナンバーカードの取得方法

マイナンバーカードを取得するには以下の手順が必要となります。

1 はじめに、マイナンバーカードの交付申請をします。

●郵送による交付申請

個人番号カード交付申請書の必要事項を記入、写真を貼って「地方公共団体情報システム機構」へ送付して申請します。

●オンラインによる交付申請

パソコンやスマートフォンで個人番号カード交付申請書のQRコードを読み取り、総務省のマイナンバーカードサイトから表示された画面に従って申請します。

●市役所の窓口で交付申請（約15分程度）

市役所の支援窓口（本庁舎市民課市民係、尾上・碓ヶ関総合支所市民生活課市民係）で本人確認（※）のうえ、個人番号カード交付申請書の必要事項を記入、その場で市職員が写真撮影（無料）して申請します。

（個人番号カード交付申請の様式は、市役所窓口で入手できるほか、総務省のマイナンバーカードのサイトからもダウンロードできます。）

2 申請が完了し不備がない場合、約1か月後にマイナンバーカード交付通知書がご自宅に届きますので、市役所の窓口で受け取れます。受け取る際にも本人確認（※）が必要となりますので、ご注意ください。

※本人確認に必要なもの

（Aの中から1点またはBの中から2点）

A…運転免許証、パスポート、身体障害者手帳など

B…健康保険証、病院などの診察券（生年月日があるもの）、年金手帳、学生証など

マイナポイントの申込方法

マイナポイントを申込み場合は、マイナンバーカード、キャッシュレス決済サービスのカードとマイナンバーのパスワード(数字4桁)を使用します。また、スマートフォンでQRコードを読み取りアプリをダウンロードする必要があります。

《アプリダウンロードはこちら》



iphone版



android版

①マイナンバーカード取得によるポイント申込み
（最大5,000円分）

ダウンロードしたマイナポイントアプリを起動し、マイナポイントの申込みをします。

②健康保険証の利用によるポイントの申込み
（7,500円分）

先にマイナンバーカードの健康保険証としての利用申込みが必要です。パソコンやスマートフォンでQRコードを読み取りマイナポータルへアクセスし健康保険証利用をチェックします。

マイナポータルはこちら↓



マイナポイントの申込みは、6月開始予定です。

③公金受取口座の登録によるポイントの申込み
（7,500円分）

6月開始予定です。

【マイナポイントの申込期限】

①～③のマイナポイントの申込期限は、令和5年2月末日までです。

市役所の窓口で申込サポートもしています！

市役所の支援窓口（本庁舎市民課市民係、尾上・碓ヶ関総合支所市民生活課市民係）でマイナポイントの申込サポートもしています。お気軽にご利用ください。

【問合せ】 市民課 市民係 ☎44-1111（内線1227）

TOPICS 05

農業者年金に加入しませんか？

老後の
備えに！

農業者年金は、農業者の安心で豊かな老後のためにつくられた、少子高齢化時代に強い積立方式（確定拠出型）の公的年金制度です。自ら積み立てた保険料とその運用益で将来受け取る年金額が決まります。

特徴

- ✓ 次の要件を満たす方なら、どなたでも加入できます。

要件

- ・ 国民年金第1号被保険者
※国民年金保険料納付免除者を除きます。
- ・ 年間60日以上農業に従事
- ・ 60歳未満

- ✓ 終身年金で、80歳までは死亡一時金があります。

- ✓ 支払った保険料の全額が、社会保険料控除の対象となります。

- ✓ 保険料の額は月2万円～6万7,000円の範囲で自由に決めことができ、自由に加入・脱退することができます。
※35歳未満で一定の要件を満たす方は、月1万円から加入することができます。

◎下記の要件を満たす方は、保険料の国庫補助を受けられます。保険料は月2万円に固定され、自己負担は補助額を差し引いた金額となります。

基本条件

- ・ 39歳以下
- ・ 農業所得900万円以下
- ・ 認定農業者で青色申告者またはそれらの方と家族経営協定を締結している方など

区分	個別条件	国庫補助額	
		35歳未満	35歳以上
1	認定農業者で青色申告者	10,000円	6,000円
2	認定就農者で青色申告者		
3	区分1または2の方と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者または後継者	6,000円	4,000円
4	認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たす方で、3年以内に両方を満たすことを約束した方		
5	35歳まで（25歳の場合は10年以内）に区分1となることを約束した後継者		—

購読してみませんか？

全国農業新聞

経営と暮らしを応援！
日本の農と食を伝えます。

全国農業新聞は、全国農業会議所が発行する農業総合専門紙です。先進的な農業者の取り組みや各地域の産地情報、新しい農業政策の動きなど「くらしと経営」に役立つ情報が満載です。申込みは随時受け付けています。

- 毎週金曜日発行（週刊）
- 年間/8,400円
月/700円

地域の元気で明るい話題や
健康に役立つ情報も！

[問合せ] 農業委員会 農地係 ☎44-1111 (内線2153)

離職者等再就職訓練(保育士養成科)受講生募集

有料広告

令和4年度募集定員9名(2年制)

募集期間 令和3年12月24日～令和4年2月28日

訓練期間 令和4年4月から約2年間

受講料 無料
※教科書代、学年諸経費等は実費負担

対象者

①ハローワークに求職申込をし、保育士の資格を得て再就職を希望する方。②高等学校卒業以上または同等の学力を有すると認められる方。③他の条件を満たす方。

重要

詳細については、最寄りのハローワークに直接お問い合わせください。

委託訓練校



www.h-kouseigakuin.jp

弘前厚生学院

〒036-8185 弘前市御幸町8-10
TEL.0172-33-2102